

インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進について

【提案先】 文部科学省

1. 提案内容

(1) 障害のある子どもとない子どもが、「地域で共に学びあう」ための体制整備

- 障害のある児童生徒が、地域の学校に就学し、その障害の程度に応じて適切な指導を受けながら、障害のない児童生徒と共に学びあうための体制整備
 - ・ 小中学校および特別支援学校の双方で指導を受けられる「副次的な学籍^{*1}」の導入
 - ・ 看護師等の専門職員を幼小中高等学校へ定数配置
 - ・ 特別支援学校「分教室^{*2}」の小中高等学校への設置と財政支援
- 「地域で共に学びあう」ための体制整備に向けた、国・県・市町による共同研究の実施と財政支援

*1 地域の学校と特別支援学校との双方に学籍を置くための新たな仕組み

*2 特別支援学校とは別の場所で授業を受けられる「教室」

(2) 発達障害のある児童生徒への支援

- 通常学級に在籍する発達障害のある児童生徒への指導の充実
 - ・ 障害の状況に応じて指導を行う専門教諭の養成と配置
 - ・ 臨床心理士等の専門職員を幼小中高等学校へ定数配置
- 「社会生活技能訓練」等の専門指導を幼稚園教育要領および小中高等学校の学習指導要領へ位置付け

2. 提案の理由

- インクルーシブ教育システムの構築に向け、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が「地域で共に学びあう」仕組み作りの具体的な手立ての立案が急務
- 全国的な障害のある児童生徒の急増を踏まえ、その主たる要因である知的障害または発達障害のある児童生徒について、その障害に応じて「地域の学校における学びの場」の確保が喫緊の課題
- 一般事業所への就職等、学校卒業後の職業的・社会的自立と社会参加をより一層進めるためには、発達障害を含め一人一人の障害に応じた指導の充実が必要

(本県の取組状況と課題)

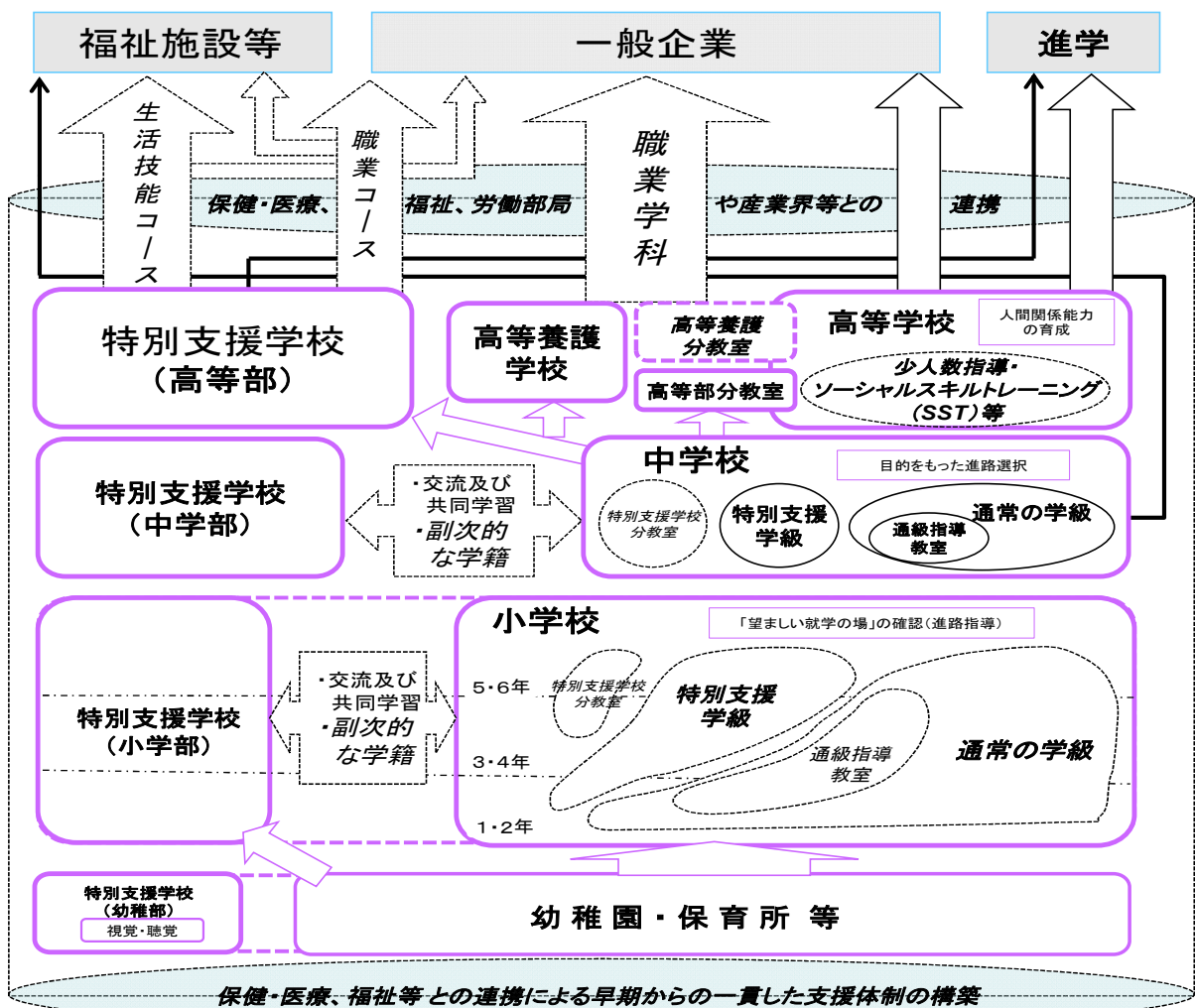
H27.3「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）」を策定

共生社会の形成をめざした「インクルーシブ教育システムの構築と新しい学校づくり」により、滋賀ならではの特別支援教育の構築を推進するため、「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）」を策定

基本ビジョンにおける各校園等のイメージモデル

基本的考え方 ～きめ細かな就学・進路指導を通じた社会的・職業的自立の実現～

- 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ
 - 障害の重い子どもも含めて、可能な限り地域の学校で学ぶことをめざす
- 一人ひとりの子どもが、自らの障害に応じて社会的・職業的に自立する
 - 日常生活や集団生活に必要な力を身に付け、障害や適性に応じた進路を選択する



※斜体および破線部分は、今後の研究テーマを示す

※「交流及び共同学習」は学校間だけではなく、同一校内での学級間での取組も含まれる

課題

- 障害のある子どもと障害のない子どもが「地域で共に生きていくための力」を身に付けられるよう、共に学びあえる小中高等学校の教育環境整備が必要（ハード・ソフトの両面）
- 急増する知的障害や発達障害のある児童生徒への対応とその指導の充実が必要
- 職業的・社会的自立に向けた職業教育を推進（就職率の向上）